

出産時の会費免除に関する規程

(平成十九年十二月六日会規第八十四号)

年九月一日以後の出産に適用する。

(趣旨)

第一条 この規程は、会則第九十五条の四第二項の規定に基づき、会員の出産時における会費及び特別会費(以下「会費等」という。)(の免除に関し、会費等の免除期間を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において「基準月」とは、出産前に行われる会費等の免除の申請(以下「免除申請」という。)にあつては出産予定日の属する月をいい、出産以後に行われる免除申請にあつては出産日(流産又は死産のときは、その日)の属する月をいう。

(免除期間)

第三条 出産時における会費等の免除期間は、基準月の前月から翌々月までの四か月間とする。ただし、多胎妊娠の場合は、基準月の前々月から三か月後までの六か月間とする。

附 則

この規程は、平成二十年一月一日から施行し、平成十九